

平成28年9月16日（金）15時00分～

交通政策審議会海事分科会船員部会 第2回全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会

【鈴木労働環境対策室長】 それでは、若干定刻前ではございますけれども、皆様おそろいになりましたので、ただいまより交通政策審議会海事分科会船員部会第2回全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、委員6名中、皆様6名のご出席をいただいておりますので、船員部会運営規則第13条において準用いたします同規則第10条第1項の規定によります定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

続いて、配付資料の確認をさせていただきます。まず議事次第、委員名簿、配布資料一覧とございますが、資料1といたしまして、右上に番号を振っております「全国内航鋼船運航業最低賃金」が2枚ございます。それから、続きまして資料2といたしまして、「全国内航鋼船運航業の最低賃金の改正状況」が1枚でございます。いずれも第1回の全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会で使用した資料でございます。資料としては以上でございますが、皆様、資料のほうは行き届いておられますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。野川専門部会長、どうぞ司会進行のほうをお願いいたします。

【野川部会長】 それでは、早速、議事を進めてまいりたいと存じます。全国内航鋼船運航業最低賃金の改定についてですが、本日は第2回でございますので、前回の部会以降のお話し合いの結果について、どちらからでも結構ですのご報告をお願いいたします。

【和田委員】 それでは、私のほうから。

これまで使用者側委員のほうと数回にわたってお話はしてきたのですが、現在の日本の状況からいきますと、陸上産業の改定と今の構造的な問題、船員不足といったところで、何らかの改善が必要だろうというような考え方の認識には双方至っているわけですが、その改定の水準、これらについて本日段階をもってしてもまだちょっと合意に達していないというところがございます。

報告させていただきます。

【野川部会長】 というご報告ですが、使用者側から何かコメントはございますか。ございませんか。

それでは、今ご報告をいただきましたが、いまだ合意には至っていないということでございますので、引き続きまずこの場でご意見を伺いたいと存じます。どちらからでも、よろしくをお願いします。

和田委員。

【和田委員】 労働側なのですが、陸上諸産業の動向は、もう皆さん報道でも十分ご承知のとおりで、陸上諸産業がこの十数年間の間に、どう仮定しても、仮定の数字を置きかえるのがいいのか悪いのかは別として、仮に15円の10年間150円、これが8時間、20日分だという考え方をしていきますと、やはり2万以上、3万以上の改定がなされた事実や実態があると推測できます。

今日配布されました資料2を見ていただいたらわかるのですが、平成8年から27年まで17万から何がしと、18万何がしということで、1万円を超えた改定になっていないのが現実なんです。こういった中で、今後、果たして船員職業という労働環境に呼び込んでいこうという賃金についても考えなければならないし、やはり内航運航業としての最低のラインを決定する話なので、これについてはこの日本の動向も踏まえた中で、使用者側に考えてもらいたいというところがあります。

【野川部会長】 使用者側、いかがでしょうか。

【蔵本委員】 まず私のほうから。当組合で9月2日に、正副会長並びに船員対策検討委員会と活性化プロジェクトチーム、事務局を入れて20名程度の会議だったのですが、本件を提議し、意見を求めました。労働者側の第1回目の主張をそのまま伝えて、どうなんだという意見を伺ったところ、よく理解できるというような回答でございました。ただ、一部には27年度の輸送量が、貨物船で対前年比4.2%減、油送船においても0.3%、これは減じゃない増ですけれども、輸送量が思うように伸びていない。また、2年連続の減少傾向にあるというところを非常に懸念しているような声も一部にはあったということで、第1回同様、改定に伴う見直しについての反対意見というのは特になかったのですが、金額的なもの等については、慎重に協議頂きたいというような内容でございました。

以上です。

【野川部会長】 山本委員。

【山本委員】 当方の内部におきましても何度か複数回会議を開きまして状況をご説明し、ご意見をいただきました。それから、他の関係団体の方からもさまざまご意見を頂戴いたしました。最低賃金にかかわる状況、政策的な意義、それから陸上部門の賃金引き上げの状況からして、何らかの対応をせざるを得ないということは共通認識としてあろうかという感じはいたしました。

ただ、過去二十数年間における船員部門の最賃の改定状況から見ますと、ここ3年ほど連続して改定を行っておりますので、4年続けて大幅な引き上げということはいかがかと。特に最低賃金の引き上げが全体に船員賃金の底上げにつながっているかということ、なかなかそういう状況になっていないのではないかと。特に小型船の分野においては、苦しい状況が続いているのではないかとというようなご意見もありまして、確かに内航の輸送需要、全体でここ数十年になりますけれども、経緯を見ますと、決して増加傾向を示しているということはありませんので、特に直近の数字を見ましても、やはり低減傾向にある。そのような環境の中で、全体的に労務コストを吸収できるような経営環境にはないであろうということが推測されます。

その中で、やはり各会社の代表者の方、あるいは関係団体の方々は何らかの対応をせざるを得ないとは理解するけれども、改定については慎重な検討をお願いしたいというような意見が大半を占めました。

以上でございます。

【野川部会長】 はい。

【平岡委員】 今、山本委員から、最賃の改定をしたくないのかどうかよくわかりませんが、1つひっかかるのは、この最低賃金を改定しても、船員の賃金のベースにならないというようなお話があったのですが、これは本末転倒じゃないかと思います。基本的に今、1つの指標として、内航業界が置かれている最低賃金のベース、賃金の指標はこの最低賃金しかないわけです。あとは労使間の合意とかがあるわけですが、全般的な指標として見れば、これしかないと思っております。

従って、全国内航鋼船の最低賃金が上がらないことには、この業界の賃金の改善につながっていかないと考えています。ただ、使用者側のほうは上げないという話ではなく、水準だという話ですが、当方の和田委員が言った通り、今年は陸上思い切った考え方のもとに改定されているわけですから、やはりそういう環境にあるということを十分斟酌の上、船主のほうで判断していただきたいと思っております。

【野川部会長】 はい。双方からご意見は出されましたが、なお、何かございますでしょうか。

【平岡委員】 ちょっと平行線ですね。

【野川部会長】 それでは、双方の意見について、なお歩み寄りをしていただきたいと思いますので、1つ方向性を見出すように、一旦この場をクローズいたしまして、労使で膝詰めをして率直な意見を交換していただくというようにしたいと存じますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、そのようにしたいと思いますが、1点部会長からご要望したいのは、この最低賃金審議会、公労使三者構成になっておりますが、ご案内のように、最低賃金を決定する審議会のみならず、労働条件ないし労働者の処遇をめぐるさまざまな審議会においては、公労使の三者構成が通常とされております。これは、あくまでも公益委員は最終的にさまざまな決定をしたり、あるいは中立な立場としてご意見を申し上げるということであって、労使がイニシアチブをとって、合意によって決定していくということが原則でございます。現在、この三者構成のあり方にさまざまな懸念も表明されておきまして、むしろトップダウンで物事を決めたほうが迅速にいくのではないかという意見もなされているところでございます。

そうした意見が広がることは必ずしもよいことだと私は思っておりません。やはり三者構成の実を上げるためにも、公益委員が決定するのではなく、あくまでも労使が合意によって決定するという原則が有益に機能するように、労使ともに努力していただきたいと思います。このように存じますので、よろしく願いいたします。

それでは、あまり時間はとれませんが、20分程度でお願いいたしたいと存じます。よろしく願いいたします。

(中 断)

【野川部会長】 お疲れさまでした。

それでは、話し合いの結果について、どちらからでも結構ですのでご報告をお願いいたします。

【平岡委員】 先生のほうに調整の時間をいただきまして、労使で詰める水準について、論議をけんけんがくがく行いましたが、はっきり申しまして、その水準についての乖離、その辺がなかなか埋まってこないというのが実情です。ただ、この平場で先ほど先生のほうからもご指摘がありましたように、これについては労使で責任を持ってまず決めること

が必要だろうということで、その辺のことも頭に置きながら、使用者側と協議はしたわけですが、こちらにはこちらなりの考え方、主張があるわけであって、使用者側は使用者側の主張があつて、その辺がなかなかかみ合わない部分はあるのですが、決定することについては否定していないわけで、あとは水準の問題がどうなんだということで、最終的に折り合いがつかないという状況に今なっているということです。

【野川部会長】 使用者側、何かコメントはございますか。

【山本委員】 同じような意見でございますが、やはり労働条件の改善ということは現下の状況で求められることでもあります。それについては労使の意見とも一致しておるわけなのですが、一方ではこの数年間の賃金の改定、特に今年は4年目であるということから、改定の水準について、なかなか双方理解が得られるところまでには至りませんでした。

以上でございます。

【野川部会長】 それでは、今、膝詰めのお話し合いをしていただきましたが、なおも合意に至らないということでございますので、よろしければ公益委員の側からご提案をさせていただきますと存じますが、それでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、一旦この場をクローズいたしまして、別室において個別に労使双方のご意見をお聞かせいただき、その内容を踏まえまして、提案をさせていただくという形で進めさせていただきます。ご意見の聴取はそれぞれ10分程度を目安に考えておりますので、よろしく願いいたします。なお、議論の整理をするために、事務局側の同席をさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

それでは、どちらからでもですが、どちらからにいたしましょうか。では、使用者側から。

(中 断)

【野川部会長】 それでは、公益委員から裁定の結果を申し上げます。最低賃金の改正につきましては、職員Aを1,000円引き上げ、職員Bを1,000円引き上げ、部員Aを1,000円引き上げ、部員Bを1,000円引き上げて、適用する船員に係る最低賃金額の職員24万5,150円を24万6,150円に、ただし書きの職員22万8,700円を22万9,700円に、部員18万6,550円を18万7,550円に、ただし書きの海上経歴3年未満の部員17万7,250円を17万8,250円に、それぞれ改正することが適当であるとの結論とし、船員部会に報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

【平岡委員】 よろしいでしょうか。

【野川部会長】 どうぞ。

【平岡委員】 内航の最低賃金決定の際に要望しているところですが、航海士、機関士が乗り組んでいない船舶の船長、並びに機関長の賃金につきましては、その職責を考慮して、最低賃金を上回るように、引き上げを行うように行政指導をされたいということをお願いしておきます。

【野川部会長】 はい。ご要望として承りました。

ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、最低賃金の改正にかかわる審議は全て終了いたしました。皆様のご協力により、予定された時間内で無事終了いたしました。厚く御礼を申し上げます。

では、これにて全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会を終了といたします。お疲れさまでした。

— 了 —